

制定日	平成20年4月1日
改訂日	令和7年2月1日
施行日	令和7年2月1日
版 数	第17版

現場代理人・主任技術者・監理技術者等の配置運用について

太田市総務部契約検査課

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するために、工事現場等ごとに、現場代理人・主任技術者・監理技術者等（以下「技術者等」という。）の配置を義務付けています。

太田市が発注する工事案件に関しましても、改めて次の事項に十分ご留意のうえ、適正な施工監理に努められますようお願いいたします。

なお、ここでは、建設業法→法、建設業法施行令→令、太田市建設工事請負契約約款→約款と略します。

I. 太田市発注工事における配置技術者等について

【主任技術者・監理技術者等】

技術者等	請負金額（建築一式以外）	請負金額（建築一式）
主任技術者（兼務可※1）	4,500 万円未満	9,000 万円未満
専任の主任技術者※2	4,500 万円以上 9,000 万円未満	—
監理技術者（専任※2） （監理技術者補佐）	・ 9,000 万円以上 ・ 9,000 万円未満で下請発注額 5,000 万円以上※3	・ 9,000 万円以上 ・ 9,000 万円未満で下請発注額 8,000 万円以上※3

※1 詳細は7ページ「Q 6 一人の主任技術者が同時に担当できる工事数は何件ですか。」のとおりです。

※2 「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、工事現場が稼働中に当該現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。ただし、一定の要件を満たす場合には兼務できる場合があります。

※3 詳細は2ページ「(2) 監理技術者（法第26条第2項ほか）」のとおりです。

【現場代理人】

請負代金額 技術者等	4,500 万円未満 又は 市内一円工事※4	4,500 万円以上
現場代理人	兼務可（条件付き）※4	常駐※5

※4 詳細は6ページ「Q 5 現場代理人は他の工事の現場代理人と兼務できますか。」のとおりです。

※5 「常駐」とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在し、その職務に従事していることをいいます。

1 経營業務の管理責任者（法第7条第1号、第15条第1号）

建設業許可を取得するには、建設業の経營業務について一定期間の経験を有した者を配置することが要件のひとつとなっています。

経營業務の管理責任者は常勤となっていることから、管理責任者は、工事現場ごとに専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は工事現場への常駐が求められている現場代理人にはなれません。

2 営業所技術者・特定営業所技術者（法第7条第2号、第15条第2号）

許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

・この技術者は、当該営業所に常勤し専らその業務に従事する者であり、建設業許可要件のひとつとして、設置する営業所ごとに配置が義務付けられているものです。

・営業所技術者・特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という）は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、工事現場ごとに専任を要する主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は工事現場への常駐が求められている現場代理人にはなれません。ただし、専任を要する主任技術者・監理技術者等であっても、法第26条の5の各号のいずれにも該当する場合は1案件まで兼務が可能になります。（詳細は9ページ「Q10 営業所技術者等は、工事現場の技術者等となることはできますか。」のとおりです。）

3 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者等）を置かなければなりません。
（詳細は「別表2」を参照）

(1) 主任技術者（法第26条第1項ほか）

・「当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの」であり、主任技術者は、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資機材等の品質管理や、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。

(2) 監理技術者（法第26条第2項ほか）

・所定の工事案件において、主任技術者に代わって「建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの」であり、監理技術者には、主任技術者の職務に加え、下請業者の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な機能を果たすことが求められます。

・発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計（以下「下請総額」という。）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

・監理技術者は、発注者等への監理技術者資格者証の提示義務があり、監理技術者講習修了証の提示も求められることがあるため、双方とも携帯することが望ましいものです。

(3) 監理技術者補佐（法第26条第3項ほか）※専任特例2号

・監理技術者を配置することが求められる工事において、専任の監理技術者に代わり、「監理技術者補佐」を配置することにより、監理技術者は、専任の必要がなくなります。

・監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要になります。

(4) 工事現場ごとに専任すべき技術者（法第26条第3項第1号）※専任特例1号

・公共性のある工作物に関する請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事に設置される技術者（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐）は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、他の工事現場との兼務はできません。ただし、以下の要件を全て満たす場合は2案件まで兼務することが可能です。（営業所技術者等は1案件まで）

- ①請負金額1億円未満（建築一式工事は2億円未満）
- ②兼務できる工事現場は2案件まで
- ③兼務する工事現場間を1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ④下請次数が3次以下
- ⑤連絡員の配置（技術者との連絡に必要な措置を講ずるための者を配置）
- ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置
- ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置

4 現場代理人（法第19条の2、約款第10条ほか）

- ・ 工事を施工する際に請負者の代理として工事現場の運営、取り締まりを行う者です。
 - ・ 建設業法では、請負契約の履行に関し、請負人が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手に通知すべきことを規定していますが、※1その資格等については規定されていません。
- しかし、太田市では約款により現場代理人について、以下のとおり規定しています。

太田市建設工事請負契約約款 第10条第2項及び第3項

- 2 現場代理人※1は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐※2し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。※3

- ※1 現場代理人は、資格等の条件は規定していないので、一定の資格を有する技術者（主任技術者又は監理技術者等）でなくてもかまいません。
- ※2 現場代理人は、工事現場に「常駐」の必要性を明示している趣旨に基づき、同一工事の主任技術者又は監理技術者等との兼務は可能ですが、原則として、他の工事との現場代理人の兼務はできません。
- ※3 約款第10条第3項に基づき、太田市が特に認めた場合に限り、他の工事の現場代理人との兼務を一部認め、その常駐義務の緩和措置を試行することとします。
（詳細は、6ページ「Q5 現場代理人は他の工事の現場代理人と兼務できますか。」のとおりです。）

5 請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

- ・ 主任技術者及び監理技術者等については、工事を請け負った建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係にある者」が必要とされています。ここで言う「直接的」とは、当該技術者と建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係のことであり、派遣社員や在籍出向者等を除きます。また、「恒常的」とは、次に明記された日の以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること※が必要です。したがって、その工事期間中のみの短期雇用については「恒常的な雇用関係」とは言えず、主任技術者及び監理技術者等になることはできません。

※ 「次に明記された日」とは、下記の日をいいます。

- 一般競争入札 = 入札の執行日
- 指名競争入札 = 入札の執行日
- 随 意 契 約 = 見積書の提出日

【重要】現場代理人にも「直接的かつ恒常的な雇用関係にある者」の考え方は適用されます。

現場代理人は、工事を施工する際に請負者の代理として工事現場の運営、取り締まりを行う者であり、代表者の代理として現場の管理・監督・市との協議等をしていただきますので、技術者と同様の雇用関係を必要とします。

6 罰則等の適用について

- ・主任技術者及び監理技術者等の配置義務に違反した者は、法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・建設業法その他関係法令及び約款の規定に違反した場合は、「**太田市入札参加資格停止措置要領**」に基づく入札参加資格停止等の措置の対象となることがあります
- ・主任技術者の配置又は現場代理人の常駐等について、特別な事由もなく当該工事の監督員の指示に従わないときは、太田市入札参加資格停止措置要領における「不正又は不誠実な行為」に該当し口頭注意となります。また、再三に渡る口頭注意があった場合は書面注意となり、2回目の書面注意で入札参加資格停止処分の対象となります。

技術者等の配置及び資格については、下記の別表を参照し、適正な配置をお願いいたします。
別表1 「◆建設業法における技術者制度」

II. 技術者等の適正配置の確認について

主任技術者、監理技術者等及び現場代理人については、直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するものとして、本人が工事を請け負った建設業者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる次のいずれかの確認資料を契約検査課に提出して下さい。

雇用確認書類

(ア)～(エ)のいずれかを提出してください。

(ア) 監理技術資格者証の写し(表・裏)

(イ) 健康保険証等の写し

【注意事項】

保険証等は、技術者氏名と資格取得年月日と事業所名が明記されているもので、次に挙げるものとします。

1. 事業所名が記載されている健康保険被保険者証
2. 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書
3. 雇用保険被保険者資格取得時確認通知書

(ウ) 監理技術者資格者証又は被保険者証等で確認できない場合、住民税の特別徴収税額通知書又はそれに類する書類(3ヶ月間の特別徴収税額が確認できるものに限る)の写し

(エ) 上記(ア)～(ウ)で確認できない場合、次の書類のいずれかを提示してください。

1. 所得税源泉徴収簿(3ヶ月分)
2. 賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類(3ヶ月分)
3. 出勤簿又はそれに類する勤務状況を確認できる書類(3ヶ月間)

※(上記雇用確認添付書類で、生年月日が確認できない場合には、該当者の運転免許証等の写しも必要になります。)

【注意事項】

- ・最低賃金以下等、著しく賃金が低い場合は雇用として認めない場合があります。
- ・出勤日数が著しく少ない場合は雇用として認めない場合があります。
- ・法的な義務がなく上記の書類が提出できない場合は契約検査課にご相談ください。
- ・法的義務が有るにもかかわらず履行しないために提出できない場合は認めません。

落札候補者となった場合の提出書類

○ 条件付一般競争入札・指名競争入札の場合

開札後、落札候補者となった場合のみ、落札候補者の資格要件確認申請書又は配置予定技術者確認申請書一式の提出書類として、「配置予定の技術者に関する調書」に、上記(ア)～(エ)のいずれか及び上記調書に記載した資格を証明する書類の写しを添付して提出してください。

※ 契約書の提出時は、改めて「配置技術者等経歴書」への添付は必要ありません。

○ 随意契約の場合

見積書の提出時に、配置予定技術者確認申請書一式の提出書類として、「配置予定の技術者に関する調書」に、上記(ア)～(エ)のいずれか及び上記調書に記載した資格を証明する書類の写しを添付して提出してください。

※ 契約書の提出時は、改めて「配置技術者等経歴書」への添付は必要ありません。

Ⅲ. 「兼務」の取り扱いについて

Q 1 密接に関連する2件以上の工事について、専任の主任技術者又は監理技術者の兼務は可能ですか。

密接に関連する2件以上の工事を同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。なお、兼務が可能な工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は2件までとします。

監理技術者については、原則、兼務は認められませんが、「監理技術者補佐」を専任で配置すること、または法第26条第3項第1号に定める要件（2～3ページ（4）「工事現場ごとに専任すべき技術者」を参照）を満たすことにより、2案件まで兼務が可能になります。また、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合など、監理技術者の兼務を認める場合もあります。

Q 2 主任技術者と現場代理人を兼任している場合、他の工事の技術者として配置できますか。

主任技術者と現場代理人を兼任している場合、原則として、他の工事の技術者として配置できません。ただし、太田市が特に認めた場合に限り配置することができます。（詳細は、6ページ「Q 5 現場代理人は他の工事の現場代理人と兼務できますか。」及び「Q 6 一人の主任技術者が同時に担当できる工事数は何件ですか。」のとおりです。）

Q 3 専任の主任技術者の配置を要する工事を受注した後に、専任の主任技術者の配置を要しない工事を受注した場合、同一の技術者が兼務することはできますか。

原則としてできません。逆の場合も同様に認められません。ただし、法第26条第3項第1号に定める要件（2～3ページ「（4）工事現場ごとに専任すべき技術者」を参照）を満たすことにより、兼務することができます。

Q 4 現在配置中の主任技術者、監理技術者又は現場代理人について、いつの時点から新たな工事案件に配置できますか。

技術者等の専任期間(工事現場での常駐・専任が必要な期間)は契約工期が基本であり、当該工事の「完成届」を提出するまでとしますが、契約締結後現場施工に着手するまでの期間、工事を全面的に一時中止している期間などのうち、設計図書や書面等により明確となっている期間については専任を要しません。なお、太田市建設工事検査規程第13条に定めるとおり、工事の検査時には現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の立会いが必要となります。

Q 5 現場代理人は他の工事の現場代理人と兼務できますか。

現場代理人については、約款第10条第2項で現場への常駐を求めていることから、複数工事での兼務は原則として認められません。また、営業所技術者等や建設業者の代表者(経営管理責任者)は配置できませんので注意してください。

ただし、工事箇所が近接しているなど常駐業務を緩和しても支障がないと認められる場合など、太田市が特に認めた場合に限り、現場代理人の常駐義務の緩和措置を試行的に行います。(手続きの方法は、太田市ホームページに掲載されている「現場代理人の常駐義務の緩和措置の試行について」を参照のこと)

●現場代理人の兼務を認める場合 ※太田市では当面の間、次のとおり試行的に運用します。

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を認めます。

【兼務の要件】

(1) 近接工事

兼務できる件数:近接工事として市が認めた工事に限る。

(2) 市内一円工事(工事場所が特定されていない工事)

兼務できる件数: **3件の工事まで兼務可**

(3) (1)、(2)のほか、特に発注者が、支障がないと認め、次に掲げる条件をすべて満たす工事

- ①兼務する工事が、いずれも本市(太田市長)が発注した工事であること。
- ②工事場所、施工形態等を勘案した結果により、現場代理人の兼務対象となる工事である旨を入札公告、指名通知書又は特記仕様書等で明示した工事であること。
- ③対象となる工事の請負代金額がいずれも 4,500万円未満*の工事の組み合わせであること。

兼務できる件数: **2件の工事まで兼務可**

※太田市以外の公共工事に配置されている現場代理人は、太田市案件の現場代理人として配置できません。

[注意事項]

現場代理人兼務届出書の記載内容に虚偽があった場合又は、現場代理人を兼務することにより現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となった場合は、当該兼務の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、入札参加資格停止等を行うことがあります。

Q 6 一人の主任技術者が同時に担当できる工事数は何件ですか。

建設工事の適正な施工を確保するためには可能な限り、主任技術者は工事現場ごとに専任で配置することが望ましいですが、主任技術者の配置を次のように取り扱います。

●**主任技術者の兼務を認める場合** ※太田市では次のとおり取り扱います。

【兼務の要件】

請負代金額が4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)の工事について同一の主任技術者が**兼務できる工事は3件を上限**^{※1}とします。

※1 緊急の災害復旧工事等やむを得ない事情がある場合は、制限を緩和する場合があります。

【兼務が原則として不可な場合】

- ・請負代金額が4,500万円以上(建築一式工事は9,000万円以上)の工事については、専任の技術者の配置が義務付けられていますので兼務できません。(ただし、法第26条第3項^{※2}または第26条の5^{※3}に該当する場合は除く。)

※2 詳細は2～3ページ「(4) 工事現場ごとに専任すべき技術者」を参照してください。

※3 詳細は9ページ「Q 1 0 営業所技術者等は、工事現場の技術者等となることはできますか。」を参照してください。

- ・入札公告・指名通知書等に兼務不可の対象工事である旨の記載がある工事案件。

【注意事項】

複数の工事を兼務する主任技術者に対し、工事担当課の監督員が不適正と判断した場合は、新たに主任技術者を配置しなければなりません。

IV. 「変更」の取り扱いについて

Q 7 配置技術者及び現場代理人の変更は認められますか。

○現場代理人の変更について

契約期間中に現場の運営や取締りの責任者である現場代理人を変更することは、適正な契約履行の確保の観点から好ましくありません。よって、**当該工事が完了するまでは、原則、契約期間中での変更を認めません。**ただし、次に掲げる「配置技術者等の変更を認める基準」に該当し、工事担当課において認められた場合のみ変更を認めます。事前に工事担当課に変更理由を届けて打ち合わせし、業務に支障のないよう円滑な引き継ぎを行ってください。

○配置技術者の変更について

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている主任技術者、監理技術者又は専門技術者の**工期途中での交代は、原則として認めていません。**ただし、次に掲げる「配置技術者等の変更を認める基準」に該当し、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、必要最小限の変更を認めることとします。

なお、専任の監理技術者が、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務することにより、専任特例2号を利用する場合や、逆に、専任特例2号を利用した技術者が専任の監理技術者になることは技術者の変更には当たりません。

配置技術者等の変更を認める基準

(1) 『真にやむを得ない場合』

① 死亡したとき

※ 請負者から「技術者等の本人が死亡した」旨の通知があった場合。

(該当者の死亡診断書等公的書類の提出は求めません。)

② 傷病等により変更が必要であると認められるとき

※ 請負者から、「技術者等が病気等のため、職務を遂行できない」旨の通知があった場合。

この際、請負者に技術者等の病状が確認出来る診断書等の資料の提出を求め、明らかに職務が遂行出来ないと判断される場合に限りです。

③ 人事異動により配置が不可能であると認められるとき

※ 異動の事実が確認できる書類の提出を求めます。

④ 退職したとき

※ 会社側の都合によるものを除きます。

(2) 『真にやむを得ない場合』以外の場合

① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

③ 大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

<注意>

なお、いずれの場合であっても、工事担当監督員と受注者との協議により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要となります。具体的には、以下のとおりです。

① 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

・上記理由による技術者等の変更については、事前に工事担当監督員と工程について、一定の区切りがついていることが確認できていなければなりません。

※ 当初提出した工程表に技術者等変更時点の進捗状況を朱書きし、監督員の確認後、契約検査課に提出してください。

② 交代前後における技術者等の資格及び技術力が、前任の技術者等が有するものと同等以上に確保されること。

・監理技術者等の場合、資格取得後の経験年数は、前任の監理技術者等と同等以上又は5年以上としてください。(入札公告に記載された技術者要件を満たしていること)

③ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

・監理技術者等を変更する場合、当該工事の引き継ぎに必要な期間を定めて、新旧監理技術者等の重複配置を求めます。請負業者においても、監理技術者等が行うべき業務を継続的に遂行できるように努めてください。

提出書類

「現場代理人・主任技術者等変更選任通知書」を提出する際には、同通知書に工事担当監督員より記名、捺印による確認を受けた後、下記(1)及び(2)を添付して、契約検査課に提出して下さい。

(1) 後任者の「配置技術者等経歴書」

(2) 「配置技術者等の資格を証明する書類の写し」及び「配置技術者等と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し」

V. 適正な施工体制を確保するための技術者等の配置について

Q 8 大規模工事を受注した場合、主任技術者又は監理技術者のどちらを配置するか判断基準は何ですか。

受注後速やかに、専門工事業者等への工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となるかを的確に把握し、その場合は当初から監理技術者を配置することとなります。

また、下請契約の予定額が上記額未満の場合は、主任技術者を配置することとなりますが、監理技術者を配置する工事に該当するかどうか流動的である場合は、工事途中での変更が生じないように、監理技術者の資格を有する技術者を当初から配置してください。

※太田市では現場の技術水準を確保すべく、請負金額 9,000 万円以上の建設工事については、当初から監理技術者の配置を義務付けます。

Q 9 当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事の途中で下請契約の額が5,000 万円（建築一式工事の場合は8,000 万円）以上となった場合、途中で監理技術者の資格を持つ技術者と交代できますか。

工事の途中で下請契約の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置する必要があります。

なお、主任技術者等の途中交代は施工管理の面から好ましいものではないので、「Q 8」でも回答したように工事施工当初においてこのような変更等があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ者を配置しておく必要があります。

Q 10 営業所技術者等は、工事現場の技術者等となることはできますか。

営業所技術者等は、営業所に常勤し専らその職務に従事することが求められていますが、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある場合に限り、専任を要しない工事現場の技術者等となることができます。専任を要する工事現場の技術者等になる場合には以下の一定の要件を満たすことにより1案件まで兼務が可能です。ただし、常駐義務のある現場代理人には配置できませんので注意してください。

- ・当該営業所において締結された工事であること
- ・請負金額1億円未満（建築一式工事は2億円未満）
- ・営業所と工事現場を1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
- ・下請次数が3次以下
- ・連絡員の配置（技術者との連絡に必要な措置を講ずるための者を配置）
- ・施工体制を確認する情報通信技術の措置
- ・人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- ・現場状況の確認のための情報通信機器の設置

Q 11 技術者の資格を保有している個人（人材派遣会社の派遣社員ではない）と元請業者とで、工事期間中、雇用契約を結んだ場合、主任技術者又は監理技術者として配置できますか。

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要となります。よって、その工事期間中のみの短期雇用については「恒常的な雇用関係」とは言えず、主任技術者又は監理技術者として配置する

ことはできません。

なお、在籍出向者や派遣社員などについても「直接的な雇用関係」があるとは言えないため、主任技術者又は監理技術者として配置することはできません。

別表 1

◆ 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園 工事業			指定建設業以外（左以外の22業種） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具装置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体 工事業		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	5,000万円※1以上	5,000万円※1未満	5,000万円※1以上は契約できない	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者	①一級・二級国家資格者等 ②登録基幹技能者 ③指定学科卒業＋実務経験者 ④実務経験者（10年以上）		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者等 ②登録基幹技能者 ③指定学科卒業＋実務経験者 ④実務経験者（10年以上）	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円※2以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事の場合は必要	必要なし		技術者の専任を要する建設工事の場合は必要	必要なし	

※1 建築一式工事の場合：8,000万円

※2 建築一式工事の場合：9,000万円

建設工事関係技術職員資格区分コード表

● : 監理技術者となり得る資格

○ : 主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

表中の(注1～注13)は、【備考】を確認し、有資格等について「確認書類」のほかに実務経験年数によるものは「実務経験証明書」、その他必要に応じて書類等提出

指定建設業

根拠法令	資格区分	有資格区分コード	確認書類	建設業の種類																													
				1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・土・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体	
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工管理技士	111	「合格証明書」 又は 「技術検定試験合格通知書」	●				●							●																		
	1級建設機械施工管理技士補	—																															
	2級建設機械施工管理技士	212		○				○								○																	
	2級建設機械施工管理技士補	—																															
	1級土木施工管理技士	113		●			③	●	●	③			③	●	③	●	●			●	③			③		③		●		③		●注1	
	1級土木施工管理技士補	11H					③	③	③	③			③		③		③			③	③			③		③		③		③	③	③	
	2級土木施工管理技士	種別		土木	214	○			⑤	○	○	⑤			⑤	○	⑤	○			⑤	⑤			⑤		⑤		⑤		○		○注1
				鋼構造物塗装	215				⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			○	⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤
				薬液注入	216				⑤	○	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤
	2級土木施工管理技士補	種別		土木	21J				⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤
				鋼構造物塗装	21K				⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤
				薬液注入	21L				⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤		⑤		⑤		⑤	⑤
	1級建築施工管理技士	120			●	●	●	●	●	●			●	●	●			●	●	●	●	●	●	③	●				●	③	③	③	●注1
	1級建築施工管理技士補	12C				③	③	③	③	③			③		③			③	③	③	③	③	③	③	③			③	③	③	③	③	
	2級建築施工管理技士	種別		建築	221		○	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	○注1
				躯体	222			○	⑤	○	⑤	⑤			○	○	○			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	○注1
				仕上げ	223			○	○	⑤	○	○			○		⑤			○	○	○	○	○	⑤	○			○	⑤	⑤	⑤	⑤
	2級建築施工管理技士補	22D				⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	
	1級電気工事施工管理技士	127									●													③							③		
	1級電気工事施工管理技士補	12E																						③							③		
	2級電気工事施工管理技士	228									○													⑤							⑤		
	2級電気工事施工管理技士補	22F																						⑤							⑤		
	1級管工事施工管理技士	129										●			③		③	③						③	③			③	③	③	③	③	③
	1級管工事施工管理技士補	12G													③		③	③						③	③			③	③	③	③	③	③
	2級管工事施工管理技士	230										○			⑤		⑤	⑤	⑤					⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	2級管工事施工管理技士補	23A													⑤		⑤	⑤	⑤					⑤	⑤			⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	1級電気通信工事施工管理技士	131																								●							
	1級電気通信工事施工管理技士補	—																															
	2級電気通信工事施工管理技士	232																								○							
	2級電気通信工事施工管理技士補	—																															
	1級造園施工管理技士	133					③	③	③	③			③		③		③			③	③			③		●	③		③		③	③	③
	1級造園施工管理技士補	13D					③	③	③	③			③		③		③			③	③			③			③		③		③	③	③
	2級造園施工管理技士	234					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤		○	⑤		⑤		⑤	⑤	⑤
	2級造園施工管理技士補	23E					⑤	⑤	⑤	⑤			⑤		⑤		⑤			⑤	⑤			⑤			⑤		⑤		⑤	⑤	⑤
	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3又は5年の実務経験)	001	実務経験証明書	実務経験を有する業種																													
	法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	002																															
	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	003	大臣認定証	●	●						●	●		●		●									●								
	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)	004																															

建設工事関係技術職員資格区分コード表

● : 監理技術者となり得る資格

○ : 主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

表中の(注1～注13)は、【備考】を確認し、有資格等について「確認書類」のほか実務経験年数によるものは「実務経験証明書」、その他必要に応じて書類等提出

指定建設業

根拠法令	資格区分	有資格区分コード	確認書類	建設業の種類																													
				1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・土・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体	
建築士法 (建築士試験)	1級建築士	137	免許証		●	●				●			●	●								●											
	2級建築士	238			○	○			○			○										○											
	木造建築士	239				○																											
	建築設備士(注2)	062	合格証明書								①	①																					
技術士法 (技術士試験)	建設(「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設)(「鋼構造及びコンクリート」))	142	「登録証」 又は 「技術士登録等証明書」	●				●			●		●		●	●									●							●注1	
	建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」を除く)	141		●				●		●					●	●									●							●注1	
	農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)	143		●				●																									
	電気電子・総合技術監理(電気電子)	144									●														●								
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)	146										●												●									
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く)	145											●											●									
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)	148										●															●		●				
	上下水道(「下水道」)・総合技術監理(上下水道)(「下水道」)	147										●																●		●			
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	149		●					●								●																
	森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)	150																								●							
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	151		●					●																	●							
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	153											●																	●			
	衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)	154											●																	●		●	
衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学「建築物環境衛生管理」)	152										●																						
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士	155	免状								○																						
	第2種電気工事士	256										③																					
電気事業法 (電気主任技術者国家試験等)	電気主任技術者(1種・2種・3種)	258	免状								⑤																						
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者	259	免状																						⑤								
電気通信事業法 (工事担任者)	工事担任者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方)の交付を受けた者(注8)	235	資格者証																						③								
	工事担任者(総合通信)の交付を受けた者(注8)	—																							③								
水道法 (給水装置工事主任技術者試験)	給水装置工事主任技術者	265	免状									①																					
消防法 (消防設備士試験)	甲種消防設備士	168	免状																											○			
	乙種消防設備士	169																													○		
浄化槽法	浄化槽設備士(注13)	400 (独自コード)	免状																														
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級建築大工	171	技能検定合格証書			○																											
	2級建築大工	271				③																											
	1級型枠施工	164				○		○																									
	2級型枠施工	264				③			○注9																								
	1級左官	172					○																										
	2級左官	272					③																										
	1級とび	157							○																							○	
	2級とび	257								○注10																						③	
	1級コンクリート圧送施工	173							○																								
	2級コンクリート圧送施工	273								○注9																							
	1級ウェルポイント施工	166							○																								
	2級ウェルポイント施工	266								○注11																							

建設工事関係技術職員資格区分コード表

○ : 監理技術者となり得る資格

○ : 主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

表中の(注1～注13)は、【備考】を確認し、有資格等について「確認書類」のほかに実務経験年数によるものは「実務経験証明書」、その他必要に応じて書類等提出

指定建設業

根拠法令	資格区分	有資格区分コード	確認書類	建設業の種類																													
				1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・土・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体	
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級冷凍空調機器施工	174	技能検 定合格 証書							○																							
	2級冷凍空調機器施工	274									③																						
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)	176									○																						
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)	276									③																						
	1級タイル張り	177										○																					
	2級タイル張り	277										③																					
	1級築炉	178										○																					
	2級築炉	278										③																					
	1級ブロック建築	179						○				○																					
	2級ブロック建築	279						③				③																					
	1級石材施工	180						○																									
	2級石材施工	280						③																									
	1級鉄工	181											○																				
	2級鉄工	281											③																				
	1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	182												○																			
	2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)	282												③																			
	1級工場板金	183																○															
	2級工場板金	283																③															
	1級建築板金「ダクト板金作業」	170						○			○							○															
	2級建築板金「ダクト板金作業」	270						③			③							③															
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外	184						○										○															
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外	284						③										③															
	1級かわらぶき	186						○																									
	2級かわらぶき	286						③																									
	1級ガラス施工	187																	○														
	2級ガラス施工	287																	③														
	1級塗装	189																		○													
	2級塗装	289																		③													
	路面標示施工	167																		○													
	1級畳製作・内装仕上げ施工・表装	192																			○												
	2級畳製作・内装仕上げ施工・表装	292																			③												
	1級熱絶縁施工	194																					○										
	2級熱絶縁施工	294																					③										
	1級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工	195																											○				
	2級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工	295																											③				
	1級造園	196																						○									
2級造園	296																					③											
1級防水施工	197																		○														
2級防水施工	297																		③														
1級さく井	198																									○							
2級さく井	298																									③							

建設工事関係技術職員資格区分コード表

◎ : 監理技術者となり得る資格

○ :主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

表中の(注1～注13)は、【備考】を確認し、有資格等について「確認書類」のほかに実務経験年数によるものは「実務経験証明書」、その他必要に応じて書類等提出

指定建設業

根拠法令	資格区分	有資格区分コード	確認書類	建設業の種類																														
				1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・土工・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体		
その他	地すべり防止工事士(注3)	061	合格証明書				①並12																			①								
	基礎ぐい工事(注4)	040					○																											
	1級計装士(注5)	063								①	①																							
	解体工事施工技士(注6)	060																													○			
	基幹技能者(注7)	種目	064	講習修了証	登録電気工事基幹技能者							○												○										
					登録橋梁基幹技能者				○						○																			
					登録造園基幹技能者																						○							
					登録コンクリート圧送基幹技能者				○																									
					登録防水基幹技能者																			○										
					登録トンネル基幹技能者				○																									
					登録建設塗装基幹技能者																		○											
					登録左官基幹技能者				○																									
					登録機械土工基幹技能者				○																									
					登録海上起重基幹技能者														○															
					登録PC基幹技能者				○								○																	
					登録鉄筋基幹技能者												○																	
					登録圧接基幹技能者												○																	
					登録型枠基幹技能者				○																									
					登録配管基幹技能者										○																			
					登録嵩・土工基幹技能者				○																									
					登録切断穿孔基幹技能者				○																									
					登録内装仕上工事基幹技能者																				○									
					登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									○				
					登録エクステリア基幹技能者				○	○					○																			
					登録ALC基幹技能者										○																			
					登録建築板金基幹技能者							○								○														
					登録外壁仕上基幹技能者				○														○	○										
					登録ダクト基幹技能者									○																				
					登録保温保冷基幹技能者										○												○							
					登録ウレタン断熱基幹技能者																						○							
					登録グラウト基幹技能者				○																									
					登録冷凍空調基幹技能者									○																				
					登録運動施設基幹技能者				○									○										○						
登録基礎工基幹技能者								○																										
登録タイル張り基幹技能者														○																				
登録標識・路面標示基幹技能者								○														○												
登録土工基幹技能者				○																														
登録免破・破砕基幹技能者				○																														
登録圧入基幹技能者				○																														
登録送電線工事基幹技能者				○			○																											

建設工事関係技術職員資格区分コード表

○: 監理技術者となり得る資格

○: 主任技術者となり得る資格【丸枠内の数字は資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数】

表中の(注1～注13)は、【備考】を確認し、有資格等について「確認書類」のほかに実務経験年数によるものは「実務経験証明書」、その他必要に応じて書類等提出

指定建設業

根拠法令	資格区分			有資格区分コード	確認書類	建設業の種類																															
						1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 とび・土・コンクリート	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 舗装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体			
その他	基幹技能者 (注7)	種目	登録消化設備基幹技能者	064	講習修了証																																
			登録建築大工基幹技能者				○																														
			登録建築測量基幹技能者				○																														
			登録硝子工事基幹技能者																	○																	
			登録さく井基幹技能者																											○							
			登録解体基幹技能者																																		○
			登録あと施工アンカー基幹技能者						○																												

※有資格区分コードは、群馬県経営事項審査申請の技術職員有資格区分コードを準拠しています。(一部独自コード有)

【備考】

- (注1) 解体工事について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している(「実務経験証明書」を提出)又は登録解体工事講習を受講(「登録解体工事講習修了証」を提出)していることが必要です。
- (注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- (注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- (注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。
- (注5) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- (注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。
- (注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。
- (注8) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。
- (注9) 合格後、コンクリート工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注10) 合格後、とび工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注11) 合格後、土工事に關し三年以上実務の経験を有する者
- (注12) 合格後、土工事に關し一年以上実務の経験を有する者
- (注13) 要「管工事施工管理技士」